

平成 30 年 6 月にお知らせしておりますように、厚生労働省より

「平成 30 年度における国民健康保険組合の被保険者に係る課税標準額の調査について」
通知がありました。

この調査は数年に一度、国保組合に対する国庫補助率を見直すためのもので、結果は国保組合の今後の国庫補助率に反映される重要な調査となっております。

これに伴い、当組合も被保険者に係る課税標準額調査を実施いたします。

調査につきましては、厚生労働省より個人番号（マイナンバー）を用いた情報連携により原則実施することとの通知がありました。

この調査に関しまして、内閣府・総務省告示「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 7 号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示」（平成 29 年 5 月 29 日 内閣府・総務省告示第 1 号）において、国保組合に対する補助の算定に関する事務は、本人同意が必要な事務となっていないことから、個人番号（マイナンバー）を用いた情報連携により調査を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※調査のため取得した個人情報につきましては、当該調査以外で使用することはございません。取り扱いについては細心の注意を払い適正に管理いたします。

調査対象 1,333 世帯(平成 30 年 5 月 1 日時点で加入中の組合員とその家族)

調査内容 平成 30 年度 住民税課税標準額